

## 議案第28号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## (1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成16年度  
鳥取県一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をする。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 平成16年度鳥取県一般会計補正予算

平成16年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(地方債の補正)

第1条 地方債の追加及び変更は、「第1表地方債補正」による。

第1表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉総務費	18,000				15,000			
知的障害者福祉施設費	903,000				902,000			
児童福祉施設費	1,240,000				1,142,000			
農地総務費	127,000				119,000			
土地改良費	1,513,000				1,497,000			
林道費	451,000				453,000			
水産基盤整備費	73,000				59,000			
産業技術センター費	5,000				0			
道路橋りょう維持費	1,030,000				1,127,000			
道路橋りょう新設改良費	7,562,000				6,262,000			
河川改良費	2,002,000				1,991,000			
砂防費	2,452,000				2,417,000			
海岸保全費	173,000				172,000			
空港費	175,000				204,000			
街路事業費	2,474,000				1,619,000			
高等学校施設設備整備費	979,000				948,000			
養護学校費	88,000				105,000			
体育施設費	40,000				37,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道施設 災害復旧費	12,000 <sup>千円</sup>				5,000 <sup>千円</sup>			
治山施設等 災害関連事業費	628,000				450,000			
漁港施設 災害復旧費	47,000				35,000			
建設災害復旧費	3,277,000				3,234,000			
港湾災害復旧費	107,000				80,000			
空港災害復旧費	1,000				0			
直轄道路事業費	5,591,000				7,812,000			
直轄河川事業費	724,000				667,000			
直轄港湾事業費	354,000				329,000			
畜産振興費	0				350,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より財政融 資資金その 他より借入 れするもの とする。た だし、事業 又は県財政 の都合によ り起債額の 全部又は一 部を翌年度 に繰り延べ て起債する ことができる。	10%以 内（た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る政府 資金及 び公営 企業金 融公庫 資金に ついて 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	借入年度から 1年すえ置き、 じ後29年度間 に償還するも のとする。た だし、県財政 その他の都合 によりすえ置 き及び償還年 限を短縮又は 延長して起債 し、あるいは すえ置き又は 償還期間中 あっても償還 年限を短縮し、 延長し、又は 繰上償還を行 い、若しくは 借換えするも のとする。
県立施設 災害復旧費	0				15,000	同上	同上	同上
計	66,759,000				66,759,000			